

## 広島市立舟入市民病院 倫理委員会設置要綱

### (目的及び設置)

**第1条** 本要綱は、地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立舟入市民病院において実施される臨床研究及び医療行為（以下「研究等」という）に関し倫理的配慮を図ることを目的とする。この目的に基づき、研究等に関して必要な事項の審議を行うため、広島市立舟入市民病院倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (業務)

**第2条** 委員長は、院長から意見を求められた以下の各号について調査及び検討を行い、必要な意見を院長に答申する。

- (1) 病院職員が行う臨床研究等に関すること
- (2) その他

### (事務局)

**第3条** 委員会の事務局を事務室に置き、事務を担当する。

### (開催)

**第4条** 委員会は、必要の都度開催する。

### (運営)

**第5条** 委員会の運営については、広島市立舟入市民病院倫理委員会規程に従って行う。

### (雑則)

**第6条** この規程に定める他、この規程の実施に当たって必要な事項は病院長が定める。

### 附 則

- 1 この規定は令和元年9月1日から施行する。
- 2 広島市立舟入市民病院倫理委員会設置要綱（平成28年10月3日施行）は、廃止する。